

ふなばしお店グランプリ審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 ふなばしお店グランプリの実施にあたって、受賞店舗の選定を厳正かつ公平に行うため、ふなばしお店グランプリ審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。

(所轄事項)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 審査部門ごとに応募された店舗の審査及び評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、ふなばしお店グランプリ実行委員会委員長及び副委員長に中小企業診断士、インテリアコーディネーター、建築士等の専門家を加えた5名で組織する。

- 2 委員長はふなばしお店グランプリ実行委員長をあてる。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。

(委員長)

第4条 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 委員が不在のときは、その者を解任し、新たに委員を任命することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務を処理するため、船橋商工会議所に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月15日から施行する。